

過疎地域一覧

県税の課税免除等の特例に関する条例第9条の特例が適用される過疎地域は、平成12年4月1日内閣府告示第18号により、以下の地域が指定されている。

国頭郡	国頭村、大宜味村、本部町、伊江村
島尻郡	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村
宮古郡	多良間村
八重山郡	竹富町、与那国町